

森口 山都 後援会 会則

第1条 名称 森口 山都 後援会と称する。

第2条 目的 後援会を通じて森口山都選手を励まし、選手活動を支援することを目的とし、会員相互の親睦を図り、選手活動が円滑に行われるよう支援する。

第3条 組織 後援活動の目的に賛同した個人及び法人により構成する。

第4条 事業 (1) トレーニング、試合等における応援活動。
(2) 会員相互の親睦。
(3) 報道関係や試合結果の情報収集と広報活動。
(4) その他、後援会の目的達成のために必要な事業。

第5条 役員 1、本会運営の為に、以下の役員を置く。役員任期は1年とし、再任を妨げない。

- | | |
|----------|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 事務局長 | 1名 |
| (4) 事務局 | 若干名 |
| (5) 会計 | 1名 |
| (6) 会計監査 | 2名 |

2、各役員の職務は下記の通りとする。

- (1) 会長は、本会を代表、総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。
- (3) 事務局長は、本会の事務全般を総括する。
- (4) 事務局は、事務局長を補佐し、事務局長事故あるときはこれを代行する。
- (5) 会計は、本会の会計を掌握する。必要に応じて補佐を置く事ができる。
- (6) 会計監査は、本会の会計を監査する。
- (7) 顧問及び相談役をおくことができる。

第6条 会議 本会を運営するために、次の機関を置く。

- (1) 役員会
- (2) 総会

第7条 役員会 (1) 役員会は会務の執行に必要なすべての事項を審議し決定する。ただし必要に応じて関係者の出席を求める事が出来る。
(2) 役員会は必要に応じて森口山都選手と相談し、スポンサー料の決定や所属ジムに対する寄付金などを決定する事が出来る。

第8条 総会 (1) 本会は役員をもって総会とし、年1回会長がこれを招集する。
(2) 総会は役員の大過半数の出席がないと開くことが出来ない。

第9条 会計年度 毎年1月1日に始まり12月31日をもって終わり、監事の監査を必要とする。

第10条 会員資格 会員は、森口山都選手の意思に共感した個人及び法人のみとし、会員資格は1年とする。但し、申し出のない場合は次年度へ自動更新とする。

第11条 入会資格 入会申込者が次の各号に該当する場合は、入会を認めない場合がある。

- (1) 入会申込書に虚偽の事項を記載し、届出した場合。
- (2) 入会申込者がかつて除名された者であった場合。
- (3) 反社会勢力と認められる者である場合。なお、反社会勢力とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- ① 暴力団。
- ② 暴力団員。
- ③ 暴力団準構成員。
- ④ 暴力団関係企業。
- ⑤ 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等。
- ⑥ その他①から⑤に準ずる者。

第12条 会費 本会の会費は、次の通りとする。

年会費	個人会員	3000 円(税込) / 入会日より当該年度 12 月 31 日まで。
	法人会員	10000 円(税込) / 入会日より当該年度 12 月 31 日まで。

ただし、年会費とは別に本会が行う事業に参加する場合、別途参加負担金が発生する事がある。また、年度途中の入会であっても所定の年会費を支払う事とし、一度納めた年会費はいかなる場合も返還しない。

第13条 会員への通知 当会は、随時会員の対し当会からの郵便物・メール及び当会の運営するウェブサイト上への表示、その他当会が適当と判断する方法により、必要な情報を通知します。

第14条 禁止事項 本会を著しく傷つけた行為、または以下の行為を行った事が発覚した場合、会員資格を停止し、退会または除名を役員会によって決議する。

- (1) 森口山都選手、その他の第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害すること、またはそのおそれのある行為をすること
- (2) 森口山都選手、その他の第三者を誹謗中傷し、その名誉または信用を毀損すること、またはそのおそれのある行為をすること
- (3) 森口山都選手に対し連絡や面会を強要すること、または当会に対し森口山都選手への連絡や面会を申し入れること。
- (4) 本会を利用して自己または第三者の営利を目的とした活動、およびその準備を目的とした活動を行うこと。
- (5) 上記各号の他、法令または公序良俗に違反する行為もしくは当会の運営を妨害する行為を行うこと。

第15条 サービス内容の変更等

- (1) 本会は、運営状況その他の予期できない事情により、会員に対し事前に何らの通知を行うことなく、当会のサービスの全部または一部の提供を停止または中止することができるものとします。
- (2) 当会は、前項の場合、第13条に定める方法により事後に会員に対し通知を行うものとします。

第16条 会の解散 本会は役員会での協議を経て、総会にて解散することができる。

第17条 個人情報の取り扱い

当会における会員の個人情報の取り扱いに関する事項については、当会が別途定めるプライバシーに従うものとし、会員はこれに従うものとします。

第18条 損害賠償 会員は、本会の利用に関し、自己の責めに帰すべき事由により当会またはその他の第三者に対して損害を与えた場合、これを賠償する責任を負います。

第19条 免責 当会は、本会の利用に関し会員に生じた損害について、当会の責めに帰すべき場合を除き、いかなる責任も負わないものとします

第20条 規約の変更

- (1) 当会は、会員に対し事前に何らかの通知を行うことなく、本規約の内容を変更、追加、修正、削除することが出来るものとします。
- (2) 当会は、前項の場合、第13条に定める方法により事後に会員に対し通知を行うものとします。

第21条 協議事項 本規約に定めのない事項または本会則の解釈について疑義が生じた場合、会員及び当会は双方誠意を持って協議の上これを解決するものとします。

附則

- 1、会則は後援会発足時から施工する。
- 2、会則以外の案件実施については必要に応じ定め、役員会での承認を必要とする。
- 3、会則に変更については総会の承認を必要とする。